

5. 子育ての支援

子どもを預ける

● 保育所等での一時保育

いつでも利用OK

家庭で子育てしている保護者が、急病や私的な理由で育児ができない場合に、各保育所および認定こども園で一時的に保育を行います。実施施設はP13およびP15の一覧表をご確認ください。

◆ こんな時に利用できます

- ・ 保護者の急病
- ・ 短期間の仕事
- ・ 冠婚葬祭
- ・ 育児に伴うストレス解消 など

- ▶ 対象 教育・保育施設等に入園していない未就学児
- ▶ 時間 1日8時間以内、月12日間以内
- ▶ 料金 300円/時間(給食費別)
- ▶ 申込み 各保育所へ事前登録および申込み

● こども誰でも通園制度

いつでも利用OK

保護者の就労状況に関わらず、保育所等において時間単位で柔軟にお預かりします。児童の生育環境を整え、家庭での育児を支援します。実施施設はP13およびP15の一覧表をご確認ください。

- ▶ 対象 教育・保育施設等に入園していない、大津町在住の生後6ヶ月から満3歳未満の児童
- ▶ 時間 月10時間以内
- ▶ 料金 300円/時間(給食費別)
- ▶ 申込み 子育て支援課 ☎096-293-5981 (大津町ホームページから事前申請)

● 病児・病後児保育施設「ひだまり」

子どもが病気の時

おおむね10歳までの子どもが病気や病気回復期にあり、保育所等に通わせることができないときに、一時的に預かり、看護や保育をします。利用は、医療機関の受診が済んでいる子どもを対象とします。詳細は大津町ホームページでご確認ください。

- ▶ 窓口 ひだまり(子育て・健診センター2階) ☎096-294-9511
- ▶ 利用の流れ

1. 事前登録

電話連絡後、印鑑・母子手帳を持参し登録。

2. 病院での診察

医師に「病児・病後児保育連絡票」へ記入を依頼。

3. 電話予約

前日の夕方6時までに予約。

4. 利用・支払い

持参物を用意の上利用し、お迎え時に料金を支払う。

● ファミリーサポートセンター「ほほえみ」

いつでも利用OK

子どもを預けたい人(依頼会員)と預かる人(協力会員)で作られる会員組織です。詳細は大津町ホームページでご確認ください。

◆ こんな時にご利用ください

- ・ 保育所、幼稚園、学童クラブの送迎や、開始前および終了後の預かり
- ・ 冠婚葬祭や買い物等の外出など、援助を必要とするときの預かり

▶ 窓口 **ほほえみ**（子育て・健診センター 2 階） ☎096-294-9511

▶ 受付時間 8：30～17：00

▶ 利用の流れ

1.会員登録

ファミリーサポートセンター（以後、センター）で登録。

2.サポート依頼

利用したい日時をセンターへ連絡。

3.事前打合せ

協力会員と打合せ。

4.利用・支払い

子どもを預ける。協力会員に直接、料金を支払う。

● ショートステイ

宿泊を伴う一時的な利用

保護者の病気などで子どもを養育できないとき、一時的に児童養護施設で宿泊保育します。原則 7 日間まで。料金等の詳細は大津町ホームページでご確認ください。

▶ 窓口 **子育て支援課** ☎096-293-5981

● トワイライトステイ

夜間・休日の一時的な利用

保護者が仕事等の理由で、平日の夜間または休日に不在の場合、一時的に施設で預かり、食事等のお世話をする制度です。料金等の詳細は大津町ホームページでご確認ください。

▶ 窓口 **子育て支援課** ☎096-293-5981

訪問ヘルパー事業

● いくかじヘルプ

産後1年未満

産後 1 年未満の、育児や家事が不安なお母さんやお父さんの育児、家事、相談・話し相手など、自宅に訪問してお手伝いします。詳細は大津町ホームページでご確認ください。

◆ こんな事をお手伝いします

- ・ 赤ちゃんの沐浴
- ・ 母と子の身のまわりの世話
- ・ 育児についての相談
- ・ 育児の手伝い など

▶ 窓口 **いくかじヘルプ**（子育て・健診センター 2 階） ☎096-294-9511